

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
(変更なし)
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(変更なし)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」及び「表 1－5」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
(変更なし)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
(変更なし)
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
(変更なし)

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
(変更なし)
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(変更なし)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
(変更なし)
(2) 事業の効果
(変更なし)
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(変更なし)
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和6年6月19日～26日 令和6年度 第4回協議会「令和7年度地域間幹線系統確保維持計画」について合意（書面協議） ・令和7年2月21日～28日 令和6年度 第6回協議会「令和7年度地域間幹線系統確保維持計画」の変更について書面協議
19. 利用者等の意見の反映状況
書面協議の結果を記載

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
(所 属) 三条市地域公共交通協議会事務局
(三条市市民部環境課生活安全・交通係)
(氏 名) 篠田 敏規
(電 話) 0256-34-5574
(e-mail) kankyo@city.sanjo.niigata.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。